



「伝統的酒造り」がユネスコ無形文化遺産に登録されました

ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）の政府間委員会は、日本時間の12月5日（木）、「伝統的酒造り」をユネスコ無形文化遺産に記載することを決議し、日本で23件目となる無形文化遺産として登録されました。

市ではこれを祝して、道の駅「石鳥谷」の南部杜氏伝承館と石鳥谷総合支所に懸垂幕等を設置しました。

ユネスコ無形文化遺産とは

平成15年のユネスコ会議で採択された無形文化遺産保護条約に基づき、芸能や社会的慣習、儀式、祭礼行事、伝統工芸技術などを「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」に登録することで、無形文化遺産の保護と重要性に関する意識の向上を図ることを主な目的としています。

世界183の締約国から無形文化遺産一覧表への登録申請が行われており、評価機関による審査を経て、政府間委員会において決定されます。世界全体での登録件数は611件、うち日本は今回の登録を含め23件となります。

日本の「伝統的酒造り」は、当初令和4年3月に提案したものの審査が見送られていましたが、登録に向けて令和5年3月に再提案していました。令和6年11月に評価機関が文化遺産一覧表への記載を勧告し、今般政府間委員会において一覧表への記載が決議されたものです。

無形文化遺産登録に至る決議の概要と市の対応

○決議の概要

「伝統的酒造り」は、杜氏（とうじ）・蔵人（くらびと）等が、こうじ菌を用い、日本各地の気候風土に合わせて、経験に基づき築き上げてきた、日本酒や焼酎、泡盛などを作る伝統的技術です。

今回は、日本におけるこうじ菌を使った伝統的な酒造りの知識と技術、酒造りに不可欠である清らかな水と米や大麦などの穀物を保護することで、食料安全保障と環境の持続可能性に貢献することなどが、無形文化遺産の登録基準を満たしているとして、無形文化遺産一覧表への記載が決議され登録されました。

○市の対応

・懸垂幕等の設置

市では、道の駅「石鳥谷」の南部杜氏伝承館をはじめとして南部杜氏と酒造文化をPRしてきたところですが、今般のユネスコ無形文化遺産登録を受け、これを祝して南部杜氏伝承館と石鳥谷総合支所に懸垂幕等を設置し、より一層のPRに努めます。

・日本酒試飲キャンペーンの開催（午前9時から午後4時まで）

南部杜氏伝承館で、日本酒の有料試飲を通常200円で2杯のところ、プラス1杯お得にお楽しみいただけるキャンペーンを令和7年1月31日まで開催中です。

■キャンペーンの問い合わせ

株式会社石鳥谷観光物産 ☎0198-45-6868



石鳥谷総合支所



南部杜氏伝承館入口



南部杜氏伝承館西側